

重　要　事　項　説　明　書
(指　定　居　宅　介　護　支　援　事　業)

様に対する居宅介護支援サービス提供の開始に当たり、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条に基づいて、当事業者が説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

この指定居宅介護支援事業は、介護保険法の理念に基づき、要援護状態等となった場合においても利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する事を目的とする。

(2) 運営方針

市町村及び他の指定居宅支援事業者・サービス事業者・介護保険施設等との連携を図り、利用者の意志・人格を尊重し、利用者の立場に立った指定居宅サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

2. 利用事業所

事業所の名称	長沼町社会福祉協議会介護支援事業所
事業所の所在地	夕張郡長沼町宮下2丁目11-1
管理者の氏名	松橋 由香里
電話番号	0123-82-5040
ファクシミリ番号	0123-82-5041
指定事業者番号	0175800143 (開設年月日=平成12年4月1日)
通常の事業実施地域	長沼町内全域

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日(土曜、日曜、祝日、12月31日から1月5日は休み)
営業時間	8時30分から17時00分

* 上記以外の曜日や時間帯についても、24時間電話連絡を受付しています。

24時間連絡先電話番号・・・080-5583-3297

4. 職員の体制

従事者の職種	員数	資格	勤務体制
管理者	1	主任介護支援専門員	兼務
介護支援専門員(常勤)	1	主任介護支援専門員	専任
介護支援専門員(常勤)	1	介護支援専門員	専任

5. 提供するサービス内容

(1) 要介護認定の申請代行

要介護更新認定及び要介護状態区分の変更の認定を行います。

(2) 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画作成の手順は、次のとおりです。

- ・ 利用者の自宅を訪問し、利用者や家族から話を伺います。
- ・ 利用者の了解を得て、主治医の方に意見を伺うことがあります。
- ・ 介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開いて、利用者の介護について検討します。
- ・ 居宅サービス計画の内容、利用料、保険の適用などを利用者や家族に説明し了解を得ます。
- ・ 居宅サービス計画の提供状況について、電話・訪問等により把握し、給付管理票の作成・提出を行います。

6. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2の通りとなります。

7. 利用料及び交通費

(1) 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、利用者の費用負担はありません。

ただし、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、一ヶ月につき要介護度に応じ支払いをしていただきます。この場合、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日市町村の窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

(2) 交通費

通常の事業の実施地域に居住の方は、無料です。

それ以外の地域に居住している方は、介護支援専門員が利用者宅を訪問するためにかかる交通費を負担していただきます。

なお、事業所の自動車を使用した場合は、次の額といたします。

- | | |
|------------------------|------|
| ・事業所から往復おおむね10キロメートル未満 | 400円 |
| ・事業所から往復おおむね10キロメートル以上 | 600円 |

8. 秘密の保持

居宅介護支援サービスの提供にあたって知り得た利用者及びその家族の情報は、堅く保持いたします。

なお、サービス担当者会議において利用者及びその家族の情報を提供する場合は、あらかじめ同意をいただきます。

9. 解約

利用者は当事業所が行う居宅介護支援サービスについては、いつでも解約することができます。

なお、その際の解約料もいただけません。

10. 苦情及び相談

(1) 居宅介護支援サービス及び居宅サービス計画に基づき提供されているサービスについての苦情や相談は別紙1【利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要】に基づき受け付けます。

(苦情・相談窓口)

- ・ 長沼町社会福祉協議会介護支援事業所
- ・ 住 所 ; 夕張郡長沼町宮下2丁目11-1
- ・ 電話番号 ; 0123-82-5040
- ・ FAX番号 ; 0123-82-5041
- ・ 担 当 者 ; 管理者 松橋 由香里

(2) 当事業所以外に各市町村介護保険担当課、国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情及び相談をすることができます。

- ・ 長沼町役場（介護保険担当課）電話番号；0123-82-5555
- ・ 国民健康保険団体連合会 電話番号；011-231-5161

(3) 利用者からの苦情につきましては、利用者の権利を擁護し、事業の改善を図る目的から当会に第三者委員会を設置し、問題の解決に当たっています。

(当会の第三者委員会)

- ・ 石井 忠雄 氏
(電話番号) 0123-88-4725
- ・ 奥村 力 氏
(電話番号) 0123-88-2455
- ・ 杉本 政雄 氏
(電話番号) 0123-88-2383

(当会の苦情解決責任者)

・ 事務局長

1.1. 事故発生時の対応及び損害賠償

当事業所が行う居宅介護支援サービスにおいて事故が発生した場合は、緊急対応等必要な措置を講じたうえで、速やかに市町村、利用者・その家族に連絡し、事故の状況・対処した措置等について記録するとともに、事故発生の原因を解明して再発生を防ぐための対策を講じます。

また、当事業所の責めに帰すべき理由により利用者に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対し本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

指定居宅介護支援事業者

所在地 夕張郡長沼町宮下2丁目11-1

名称 長沼町社会福祉協議会介護支援事業所

説明者 介護支援専門員 印

私は、本書面により、事業所から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名

印

署名代行者

住所

氏名

印